○周南市小規模急傾斜地崩壊対策事業実施要綱

平成29年３月14日要綱第22号

周南市小規模急傾斜地崩壊対策事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命を保護するため、市が実施する小規模急傾斜地崩壊対策事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（実施要件）

第２条　事業は、次の各号のいずれにも該当する箇所について、毎年度の予算の範囲内で、実施するものとする。

(１)　周南市地域防災計画に危険箇所として記載されている箇所又は記載されることが確実である箇所

(２)　傾斜度がおおむね30度以上で、かつ、直高が５メートル以上10メートル未満の急傾斜地である箇所

(３)　保全人家戸数が５戸以上（５戸未満の場合にあっては、官公署、学校、病院、旅館等の建物が１戸以上含まれる場合に限る。）９戸以下の箇所

(４)　事業費が300万円以上である箇所

(５)　工事に伴う移転補償がない箇所

(６)　砂防指定地、地すべり防止区域、保安林、保安施設地区、保安林予定森林、保安施設予定地区等の法令指定区域又は指定予定区域ではない箇所

(７)　山口県小規模急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱（平成３年４月１日山口県制定。以下「県要綱」という。）により補助の対象となった箇所

（事業の実施依頼）

第３条　事業の実施を依頼しようとする事業関係人（事業に関係する地権者、受益者その他全ての事業関係人をいう。以下同じ。）は、周南市小規模急傾斜地崩壊対策事業実施依頼書（別記様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（事業関係人の代表者）

第４条　事業関係人は、当該事業関係人のうちから代表者（以下「代表者」という。）を選出し、周南市小規模急傾斜地崩壊対策事業関係人代表者届（別記様式第２号）により市長に届け出るものとする。

（その他）

第５条　事業の実施の詳細については、県要綱によるものとし、なお必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

別記様式第１号（第３条関係）

周南市小規模急傾斜地崩壊対策事業実施依頼書

周南市　　地内において、周南市小規模急傾斜地崩壊対策事業実施要綱に基づく事業を

実施されるよう依頼します。

なお、事業実施等に必要な土地について、無償で利用されることを承諾します。

年 月 日

(宛先)周南市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

別記様式第２号（第４条関係）

周南市小規模急傾斜地崩壊対策事業関係人代表者届

周南市小規模急傾斜地崩壊対策事業実施要綱第４条の規定により、下記の者を代表者と

定め、届け出ます。

年 月 日

(宛先)周南市長

記

代 表 者

住 所

氏 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　㊞